

## 平成 20 年度 第 5 回規制改革会議 議事録

- 1 . 日時：平成 20 年 11 月 21 日（金）10 :00 ~ 11:35
- 2 . 場所：永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室
- 3 . 出席者：  
（委員）草刈隆郎議長、八田達夫議長代理、有富慶二、安念潤司、小田原榮、川上康男、  
富山和彦、福井秀夫、本田桂子、松井道夫、米田雅子 各委員  
（政府）宮澤副大臣、松浪大臣政務官  
（事務局）松元政策統括官、吉田参事官、鈴木室参事、越智企画官、岩村企画官、山本企画官
- 4 . 議題：答申素案審議 等
- 5 . 議事録

草刈議長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

今日は、お忙しい中、副大臣、政務官に来ていただきまして、誠にありがとうございます。

今日は、15 人中 11 人の委員に出席をしていただいています。翁委員、木場委員、白石委員、それから、中条委員の 4 人は所用でお休みでございます。

それから、今日はいわゆる内部討議でございますので、記者会見はやりません。ということで、お越しをいただきましたので、宮澤副大臣、松浪政務官に一言ずつごあいさつをいただければと思います。よろしく願いいたします。

宮澤副大臣 このタイミングで、ここでこういう会議に出られるとは、つい、この間まで思っていなかったものでございます。

政治の方もなかなか追いつかない日々を送っておりますけれども、規制改革会議におかれましては、この第 3 次答申に向けて、これから作業を更に進めていただかなければいけないと思っております。甘利大臣も大変張り切っておられますので、是非とも、いい結論を出していただきますようよろしく願いいたします。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、松浪政務官、一言お願いします。

松浪大臣政務官 おはようございます。皆様方のこれまでの御議論に心より敬意を表するものでございます。

規制改革のこの分野は、非常にともすれば、例えばタクシーの規制改革のように、副作用も大きく懸念されるわけでございますけれども、こうしたことにもしっかりと、だれが責任を取るのかというようなことも我々は覚悟しながらしっかりとしていただかなければいけないと思っております。

私自身はばりばりの道州制論者ですので、タクシーのこうした規制改革なども本当は運輸局単位で一つ、特区的に広域特区のような形で実施ができればもっと進むのではないかと。また、皆様方にも柔軟な思想を持って今後も取り組まれ、そして、年末の答申とりまとめに向けてさらなる御努力

をいただきますようお願い申し上げます、ごあいさついたします。

ありがとうございました。

草刈議長 どうもありがとうございました。

今日の会議のテーマですが、まず、今まで大臣、副大臣にも御相談をしつつやってまいりました緊急を要するテーマのフォローアップがひとつ。これについて最初にやりたい。次に、これが本番なんです、今、皆さんに努力していただいている答申の案の各省討議。この辺のことについて議論をしたいということです。3番目に、米田委員の方から御報告いただきたい「あじさい要望」というものがまとまったということで、これについて最後にお話をしていただきたいと思っております。

それから、あらかじめ、本日お配りしています資料及び会議の議事録は、今、折衝の最中ですので、当分の間、非公表とさせていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、まず緊急を要するテーマ4つについて、ごく簡単に現状を報告していただきたいと思っております。

松井主査の方から「医薬品のインターネット販売に対する規制」について、お願いします。

松井委員 医薬品のインターネット販売に関しましては、10月初旬に公開討論を開いた後、大臣にも御説明した上で意見書を11日に出しまして、その後、まだ1週間ぐらいしか経っていませんけれども、マスコミなどでも取り上げられて、それなりに世間では関心が深まっているという状況です。当会議が出したこの意見書に対して、今のところ、厚労省から何ら返答はありません。この後、どういう形に持っていくかということですが、パブリック・コメントの募集期間はもう終わっているのです、現在は、厚労省がそれをまとめている段階だと聞いています。3,000ぐらいの意見が来ていると聞いていますけれども、それを受けて省令をいつ出すかということについては分かりません。今、ボールは向こう側に投げられているとはいえ、これから会議としてどういう対応をするかを検討しておかなくてはいけないと思っています。

草刈議長 ありがとうございました。

次に、今、松浪政務官からもお話のあったタクシーと収納代行・代引サービスについて、今日は中条先生と翁先生は御欠席ですので、事務局から簡単に話をしてください。

山本企画官 それでは、簡単に御報告させていただきます。

タクシーにつきましては、国交省の「タクシー事業を巡る諸問題に関する検討ワーキンググループ」で検討が進められておりまして、12月5日に最終とりまとめが出る予定になっております。これまでの中間段階で出されている資料等々を見る限り、ユーザーのニーズに合致したサービスの提供とか、悪質業者対策の強化等、会議のこれまでの提言に沿った内容もありますけれども、一方で、これまでたびたび議論をしてきております供給過剰対策につきましては、何らかの形で台数規制あるいは参入規制が行われる必要があるという点も明記されております。来年の通常国会ではこうした点も含めて法律改正の動きも予想される中、今日、御出張でいらっしやらない中条主査としましては、何とか早目に大臣の方に、これまでの取組状況をきちんとした形で御説明させていただいて、冒頭、政務官の方からありましたけれども、だれが責任を取るんだというような点も含めてお打ち

合わせをさせていただくという段取りで考えております。まずは来週、草刈議長と中条主査に直接お打ち合わせいただくべく、日程を設定している状況でございます。

続きまして、収納代行の方につきましての御報告をさせていただきますが、こちらはお配りした資料に意見書の方をお付けしてございます。コンビニが行っている収納代行とか、あるいは宅配業者がやっております代引サービスといったような部分に対する規制について、現在、金融庁がワーキンググループにおいて議論をしております、そうした規制について反対するという意見書を取りまとめまして、今日の 11 時に投げ込む予定です。

事務局からは以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。

続いて、労働者派遣の問題なんですけれども、これは後で中身の議論があると思うので、これは後でまとめてやりましょう。そういうことでいいですか。

(「はい」と声あり)

草刈議長 それでは、そういうことで、この問題は後で話をしたいと思います。

それでは、さっき本番と申し上げましたけれども、第 3 次答申の素案について議論をしたいと思います。

それで、この資料 2 が答申素案ですが、今、折衝している最中なんですけれども、これを全て解説していただく必要はありません。それで、今、やっている中で壁にぶつかってしまっていて、これをどうやってやるかとか、この辺で、今、非常に問題になっている。それをどうやって解決していくかとか、そういった、今、抱えておられる問題を皆さんの前に出していただいて、それで議論をしていくということで、全面解説ではなくて、個別の、困難を伴う問題・課題について話をいただいて、それについて議論をしたいと思いますので、そういう観点で各主査からお話をいただきたいと思っております。

それでは、まず、いつも最初で申し訳ないんですけれども、松井さんから医療分野についてお話をお願いします。

松井委員 医療については、今、一番暗礁に乗り上げているのが、レセプトの IT 化に絡むものと支払基金の合理化問題です。案文折衝でもいわゆる全文削除に近い回答で、厚労省に全くやる気がない。こちらが要求しているのは、IT 化をちゃんと進めろ、ということ。膨大なお金をそれぞれ、国も病院側もかけていて、閣議決定で 2011 年にはレセプトオンライン請求を義務化すると決められているにもかかわらず、その間に BPR 即ちプロセスの見直しも含めた合理化案をより具体的に提出させろといったこちら側の要望に対して、さまざまな理由を付けて、今はできないの一点張りで、完全に暗礁に乗り上げています。

したがって、場合によっては公開討論をもう一回やるなり、大臣折衝をお願いするなりしなくてはいけない段階にそろそろ入ってくるかなと思っております。

その他の、大臣が気にかけていらっしゃる再生医療等々の問題については、これから詰めていきます。何らかの具体的な回答が出るような感じはしています。いずれにしろ交渉はこれからで、今日も午後一杯かけてやります。

大体ですが、そういった状況です。

草刈議長 ありがとうございます。

いわゆるレセプトのIT化というものは決めているということで、平成23年か何かでやるということは確認済みの話だと思っているんですけども、それもやらないと言っているんですか。

松井委員 いや、それはやるんですけども、我々は具体的に、電子化に当たって、例えば傷病名と医療行為とのリンクづけとか、それは当然やるんだらうと言ったら、それはいろいろ問題があるから、今のところではできないと。実質的には、一体電子化というものを何のためにやるのかという根本的なところで、今、暗礁に乗り上げているという状況です。

草刈議長 やることはやるけれども、中身については、まだ全然進んでいないということですか。

松井委員 そうですね。当会議からは、かなりディテールのことについて、具体的にこうすべきではないかということをしているんですけども、それについて、ことごとく、それは今のところ困難であるからできない。そうなると、電子化は一体何のためにやるのかという根本的なところに戻ってしまうのですが、全くらちが明かない。そもそも、電子化をやる気があるんですか、という感じです。

草刈議長 ですから、もし、そうだとすれば、IT化などをして余計なお金を使わないで、今までどおりやってもらった方がよほどましではないかということで、だって、これは相当お金がかかるんでしょう。

松井委員 ものすごいお金をかけています。

草刈議長 ですから、そんなものはもうやめろと言うべきかもしれませんから、これはやはり公開討論をやるべきだと思います。

松井委員 特に、保険者である健保が財政赤字で、今、どうしようもない状況になっています。それなりのお金がかかりますから、彼らも非常に関心がある。彼らも呼んで公開討論を行うといったことも考えています。前から言っていますように、国保等を合わせれば、大体、年間2,000億円ぐらいのランニングコストがかかっているわけですから、これを抜本的に変えればものすごく負担が軽くなるのはだれの目にも明らかなのに、それをどうしてやらないのか。

基本的に厚労省は、支払基金というものは民間であるから我々は関与しないと言っているんですけども、そうはいつでも、支払基金の運営責任者の多くは厚労省関係者です。民間ということで逃げて済む話ではありません。もっと指導力、リーダーシップを発揮して、厚労省はそれなりの指針を出すのが筋ではないか。しかし、現状は、厚労省の担当部局である保険局が全く動かないということなんです。

草刈議長 その辺の段取りはお任せしますが、ひとつよろしくお願いします。

もう一つ質問ですけども、この前、新聞にスーパー特区が決まったと出ていましたね。ライフサイエンスの話とのリンクで言いますと、あれはどういう関係があるんですか。

松井委員 その辺はもう少し、調べが足りませんので。

草刈議長 それでは、吉田さん、お願いします。

吉田参事官 スーパー特区は、規制面についても一緒になって、財政面だけではなく、規制面も

含めて、そういった医療の先端分野が進むような提案を募集するというふうなことでございまして、123件と記憶しておりますが、それが応募されて、先般、その中から23件が選定されたというところでございます。

この募集書の中には、構造改革面での提案というようなことを書く欄がございまして、その中にいろいろ、医療の現場、企業の現場で困っていることというものが書かれている。それで、その中に書かれている多くのものは、大臣が御指摘になったIDE制度とか、医工連携とか、それから、そういった先端医療評価制度の積極的推進といったものに集約されてございますが、ほかにも規制改革要望でこういったものがあるのかというものは、今、内閣府のスーパー特区担当の方で整理している。そういったものについては、今後、会議の方で取り上げていくべきものがあればフォローしていくという関係でございまして。

以上です。

草刈議長 わかりました。ですから、これは、ライフサイエンス分野のア～オのうちのオというものが取り分け関係があるわけでしょう。ですから、まだ、そこでちゃんと認められているものであれば、それはそれでいいわけですから、要するに整理しながら議論していく段階ということですね。

吉田参事官 はい。

草刈議長 済みません、ありがとうございました。

それでは、次に八田先生から、雇用・就労分野、農林水産分野をお願いします。

八田議長代理 雇用・就労分野は、5ページから始まります。

大きく言って3つぐらいトピックがあるんですが、最初は美容師・理容師さんのことについてです。我々の観点は、若い人が就職するときに、美容師さん、理容師さんになることは割と可能性が高いことなんですけれども、そこをなるべくハードルを低くしようということが1つ。

もう一つは、地方でもってこういう美容師・理容師を、従来の方ではなくて、例えば両方ともできるというようなことをつくと便利だろうということがあります。

それで、ここの上から3つ挙げているものの3番目は、理容師・美容師の両方とも資格を持っている人が働いていくところについては、美容所・理容所、両方の施設として重複届出を認めてほしいということです。地方の場合に、美容院と理容院と別々にある必要はないわけですから、理容師さんが通信の方で理容師の資格を取るといったようなことがあってもいいですし、それから、多くの地方の理容師さんの息子が東京や大阪に出てきて修行するときは理容師の資格を取って、後で理容師の資格を取るということでしたが、これは両方とも資格を持っている人がいる場合には、両方ともやっていいではないかというのがこの趣旨です。

実際問題として、今、届出の要件というものが衛生に関することが主ですけども、理容所・美容所、それぞれについてあって、その要件を満たしたら、国は届出を受け入れなければならないというふうに行行政手続法で決まっています。だから、これは断る理由がないんです。したがって、今、昭和23年の通知によって重複届出を認めていないんですが、それ自身は法律的に問題があるのではないかというのが我々の立場です。

これは更に言えば、将来的には理容師さんもいますし、美容師さんもいます。そういうところで両方ともできるということをやりたいけれども、当座はこれでいこう。その際に向こうの反論は、そんなことをしたら、理容師さんの資格だけしか持っていない人が美容もやってしまうかもしれないというわけなので、それならば、ちゃんと免状を飾るなり、名札を付けて、こういう資格を持っていますということをやるとする証明をきちんとできるような仕組みにしたらいいでしょというのが、この特区のものです。不適切な施業を取り締まる仕組みの改善で、実際問題として、今、理容師の資格を持っていない人がパーマをやったりなどをして、修行中の人でもやっているわけです。それで、前にカリスマ美容師が大きな問題になりましたけれども、私の個人的に知っている例だって幾らでもあります。そうすると、その人たちはうまいわけです。資格がめちゃくちゃなわけですから、資格を取る前に技術もある人が幾らでもやっているわけです。でも、それもやはり、法律がある以上、そんなことをやらせてはまずいので、筋としては証明書をきちんと出させて、資格を持った人しかできないようにして、その上で資格を簡単にしていくことの方が重要だろうというのが、この1番です。

そうすると、厚労省が言うには、今で全く不適切なことはない。完全に適切に取り締まっているから、こんなよけいな規制強化はしてくれるな。さっきのと矛盾しているのではないかというんですけれども、要するに重複届出のときには、途端にそんなものがわからなくなるというのが議論です。

それから、真ん中のものは、カットだけに特化した業種というものは随分、Q Bハウスのようなところではやっています。そして、そこでは年収が430万円ぐらいもらう。普通、美容師さんとかでそんなことはあり得ない。普通の店では200万円とかそんなところで、ですから、けた違いに能率がよくていいんです。ところが、美容所か理容所でなければいけないから、今、混在は許されていないんです。

ですから、そんなことよりもカットだけできる人という資格を取らせたらどうだ。衛生に関してはきちんとした試験をして、あとはカットができる。それで、カット師というものをつくれれば、当然、半年ぐらいの修行でできるようになる。そうすると、そういうQ Bハウスみたいなところでも使えますし、それから、普通の美容師、理容師でも、修行時代はまずカット師になって、カットだけに特化して、うまくなってから追加の資格を取るといようなことをしたらどうだろうということまでこれを行っているんですけども、これは絶対反対です。根拠は何かと言いますと、カットの技術だけしか持っていない者がほかのことまでやってしまう。免状を見せればいいではないかというんですけれども、そこは衛生について不安だと言いますから、いや、衛生は当然試験をすべきでしょうと言っているんですけども、これは堂々めぐりで、ですから、これについては公開討論をしたいと思っております。

下から2番目の、多様な人材が保育現場に入りやすくなるような方策の実施というものの一つのポイントは、今、2年間学校に行かなければいけなくて、しかも、2年間学校に行くには高卒ではだめで、短大卒以上の学歴がないといけない。それから、2年間学校に行きさえすれば、国家試験も何もなくて入れるから、何の知識もない、勉強していない者が出ているわけです。それよりは、

衛生等についてきちんとした教育をして、検定をして、そして、非常に短期間の教育で補助的な人材として保育所に働く経験を積めるというようなことをしたらどうだろうか。そして、自分が向いていると思えば、そこで学校に行ったり、更に上の正式の保育士の資格を取るといったようなことをしたらどうだろうか。

そういうことを、資格と言いますと向こうは抵抗があるでしょうから、検定制度を設けたらどうだろうというのがこの提案で、今、方向性について割と向こうも、完全否定ではないんですが、ネゴシエートしているところです。

一番最後は妥協したところで、それから、6ページの一番トップです。病児・病後児保育については、お母さんたちが働くときに、これが病気をしたときに安全措置があるかどうかということは非常に重要です。我々の方に、例えば生活保護受給者のお母さんが働くときというのは、おばあさんも大体いませんし、家族が崩壊していることも多いですから、こういう公的な、病気の子を預かる必要があるという観点から、いろいろ、今まで検討してきたんですが、一つの可能性は、病院の中に既に保育所があるんです。病院の中で、保育士さんとか、お医者さんの子どもを預かる。これをある程度、広く公開したらどうだろうかということなんですが、その要件が、専従の看護婦さん、専従の医師が詰めていなければいけないというようなものなので、もう少しフレキシブルに、交替でもって、何時から何時までの看護婦さんがやるというようなことをしてちょうだいという方向で、今、折衝中です。

雇用・就労はそういうことです。

それから、農林水産業分野はいろいろなトピックがございますが、一番もめているといいますが、ある意味では重要ではないかと思うのは、43ページにあります信用事業に関してで、サの(ア)の辺りです。御存じのように、農協は大変な信用事業をしていて、そして、預金を預かっています。それは農協の組合員だけでなく、組合員外からも預かっています。それも規定を超えた数の預金者から預かっているという事態があって、地方でも非常に大きな預金機構なんです。それが2つの意味で預金者が危険にさらされています。

1つは、農協の預金部門と経済部門の間の会計分離が徹底されていない。したがって、預金部門でもうけたお金で経済部門にお金を使っているから、いざとなるとまずいということがあります。

もう一つは、先ほど申し上げました組合員でない人たちも預金している。そうすると、いざとなったら、この人たちは非常に困った状況になる。普通の銀行での預金者と同じ立場ではない。自分たちに責任があるわけではない。

しかも、今回、資本注入を農協に対してもしようとしている。としますと、やはりそれはこういう預金をやる、信用事業をやる機関として会計的にきちんと検査されているんでしょうねということをチェックする必要があるだろう。今までは組合だから金融庁の管轄にはならないということだったんですが、私どもとしては(ア)に書いてあるように、まず情報を開示すること自体に農林水産省と金融庁が連携してやるべきだという文句を入れてほしいということを言っているんですが、金融庁も全部、客観的な検査があるべきだとか、預金者保護があるべきだとか、全部賛成するんですが、この一文句を入れることだけは遠慮しているという状況があります。

平常においては遠慮されても構わないと思いますが、資本注入ということを考えると、やはりこれは何かをしなければいけないのではないかと考えております。これはほかの漁業組合についても同じことだと思います。

もう一つだけ挙げますと、72 ページの上に「(ア) 国有林の経営委託の促進」というものがありますが、これは潜在的には2つの問題があるんです。

1つは、民有林がある間に国有林がある。それで、一括して経営することができるならば路網なども効率的につくることができ、更に非常に大きな機械を導入することができます。ところが、ばらばらですと実に非効率。だから、そういう国有林の場所を経営委託させてほしいというのが1つあります。これは基本的には作業委託ができるんだからいいではないですか。作業については、いろいろ委託しているというようなことを言っていて、ここで現実に林業で困っている人たちの意見の観点から、本当にそれが今のものでいいのかどうかということのすり合わせを、今、やっているところです。

もう一つ大きな問題は、国有林自体の経営をやりたい民間の事業者があったら、そこを経営委託させる。勿論、公的な制約、公的にこれだけはしなければいけないという制約はあるでしょうから、そういうものは付けるし、補助金も必要なら付けたらいいけれども、経営自体を委託するというところでどうだろうということですが、ここは今のところは全然その気はないという状況でございます。

草刈議長 ありがとうございます。今の前の農協の信用事業で、お金を入れるのは、農林中金が入れるんでしたね。ということは、その供給先であるJAバンクというのがあるわけでしょう。農中については、一応会計監査とかをやっている。

八田議長代理 検査は入ってないでしょう。

富山委員 検査は規制対象にはなっていると思います。農中はちゃんとしています。

草刈議長 そうですか。だけれども、公表義務はない。

富山委員 そうですね。非公開企業ですからね。

草刈議長 そういうことなただけけれども、問題は、今、先生おっしゃったのは、要するにJAバンクなんだろうと思うんだけれども、JAバンクから金を吸い上げて、農林中金に行って、証券などで運用しているんだと思うんだけれども、当然、国の金を入れるんだからきちっとやれというんだけれども、JAバンクとの関係がどういうことになるのか。つまりJAバンクだって場合によっては金融商品買っているかもしれないし、農林中金で6兆円ぐらい買っていると。

富山委員 もともと共済事業の構造というのは、多分釈迦に説法だと思うんですけれども、農協は経済事業は赤字でも信用事業の黒字でもっているところが多いので、特に都市部の兼業とか小規模農家の多いところというのは、当然のことながら、先生がおっしゃったように、こうするように動機づけられてしまっているんです。信用事業をふくらませないと回らない構造になっているので、そうすると、実はそこにすごくリスクな構造が生まれやすくなっていることをみんなわかっているんで、農中も当然わかっているんで、したがって、最終的に農中がセーフティーネットになって農協の信用事業破綻を最後は何となく支えるという、暗黙の農中保証のような構造はやはりあの世



界にあるんですね。

したがって、その関連で農中の資本増強をしておいた方がいいんじゃないかという議論が出てくるんです。ただ、それは当然にそれが農協の信用事業をサポートするという法律的義務は私の記憶が正しければないはずですね。要は、暗黙の農中による保証という構造で信用事業は行われている側面がおそらくあるんですが、農協の方はおっしゃるとおり金融検査も入ってなければ、預貸とかいろんなやり方に関するさまざまなレギュレーションも一般の預金金融機関のようにはかかっていないので、ひょっとすると農協のトップは別に金融のプロではないですから、彼らが何か知らないけれども、どこかの投資銀行にだまされて、たっぶりやばいものを買っているというのが当然ありえて、そのときに何か起きたらどうするんですかということの制度整備がちゃんとされてないですね。だから、そこはリスクがあって、もっと言ってしまうと、とりわけ、くどいようですけども、相対的に本来の農業経済事業が縮めば縮むほど信用事業に走るように、彼ら自身が動機づけられていますから、できるだけ員外預かりも増やしたいし、員外貸付も増やしたいという動機づけが働くので、そうすると本旨に戻ってしまうと、農協はそもそも何のためにあるのかということに戻ってしまうわけで、要するにその方向に走るということは、本来農業の生産性を上げて、農家を助けるという動機づけではないところで、農協が自己保存のためにある意味では暴走するリスクを制度的に抱え込んでしまっているところに問題があります。そういう意味でいうと、本来の制度論で言えば、信用事業というのは何のためにやっていたかと言ったら、本来、農家をサポートするための信用事業なわけですから、そこは制度趣旨が歪むような構造を放置してきたということがあるので、そういった側面から見ても、この問題は根が深いんですね。そこはちゃんと議論した方がいいと思います。

もし、公的資金を入れるのであれば、本来は本当に貸付事業をやっている、末端の金融事業をやっている、貸付事業をやっている預金金融機関は、JAバンクの方も対象にすべきなんです。農協の方なんです。農中だけではないんです。それであれば、本来は彼らを金融検査の対象にして、破綻しかかっている農協に対して、ちゃんと厳格な区分会計、区分資金管理をやらせて、そこに公的資金を入れるべきなんです。それが筋だと思います。税金を使うわけですから、その納得感がないわけ。

八田議長代理 ある意味でJAバンクの方のフローに関する信用事業と経済事業に関するデマケがなくて、ないという状況の下で、一番トップの中金の検査したところで、リスクの度合いというのは非常に大きいと思うんです。

富山委員 要は農中というのは、独立して預かったお金を運用している金融機関ですから、そこはもう完全に末端の農協のバランスシートから解放されているわけですね。純粋に預金を預かっているわけだから。

八田議長代理 預金者とは関係ないですね。だから、預金者保護の観点から考える必要はない。

富山委員 多分あれは暗黙の保証があるという感覚で議論されているわけですね。

八田議長代理 先ほどの話にもよるけれども、預金者保護を暗黙でやるという限りにおいて、相当な危険を抱えているわけですね。

富山委員 だから、あえて理屈を立てれば、農中が傷んだときには、農中に預けている農協のバランスシートの左側が傷むので、その結果として農協の右側に預けている一般預金者が傷む、間接的にそういうことが起きるだろうというロジックで、多分あの議論をしているんだと思います。

草刈議長 要するに、ここで言われているのは、いわゆる経済事業と信用事業のファイアーウォールをきちっとするというので、こちら側の信用事業の方も透明性をちゃんと高めないと非常に危ないから、そこをやるということですね。

八田議長代理 そういうことですね。

松井委員 抵当金利という問題があるので、その辺は金融と絡む話だから、その辺にメスを入れないと問題は解決しないと思います。

草刈議長 それでは、そういうことで、よろしくお願いします。

保育のことで、今日は白石さんがいないので、簡単にポイント、問題点だけお願いします。

岩村企画官 保育でございますけれども、かねて会議が主張していた直接契約、直接補助、それから保育に欠ける子の要件の見直し、この大きな3つのテーマについては、御案内のとおり、現在、社会保障審議会の少子化特別部会で議論がされているところでございまして、資料の3ページです。今年の末までに結論が出るということになっております。

昨日、本件について、厚生労働省の保育課と案文折衝を行いまして、基本的には検討するというので、昨年、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で、その是非について検討ということになっていたんですが、今回その是非というのは取れていまして、そういう意味では多少去年よりは状況はいいんですが、どういう結論が出るかということもございまして、当方としては、結論が出た上で、その後の詳細制度設計について更に議論をさせていただく期待という形で案文に盛り込む方向で調整を図るということで、先方もその点については、特段否定はしなかったということでございますので、その方針で進めていきたいというふうに考えております。

それから、イコールフットィングに関連してでございますけれども、1つは施設整備費の問題、これは憲法 89 条の問題があって、直接、いわゆる株式会社立であるとか、こういうところの保育園には入れることはできない。しかしながらということで、施設整備にかかった減価償却費の部分については、面倒をみてもいいという回答が返ってきました。

それに加えて、実は借りてやっているところがかかなり多いということで、その賃料についても面倒をみてもらえないだろうかということをご当方から持ちかけたところ、それは検討に値するというのでございましたので、ここは多少なりとも成果を出せるのではないかと考えております。

他方、例の社会福祉法人会計制度については、かなり先方も固いということございまして、措置事業である委託をした保育園経営にふさわしい会計制度をこれまで作り上げてきたので、なぜそれを使わないのかということをご先方は主張している。

当方としては、企業会計ではなぜだめなのかという点を、もう少しきちんと明らかにしてほしいという注文を出してございまして、その回答を見ながら、会計制度の問題については引き続き折衝をしていきたいといったところでございます。

草刈議長 ありがとうございます。各テーマについて、もし御意見、御質問があればどうぞ遠

慮なく言ってください。

どうぞ。

八田議長代理 今回の施設の償却については、憲法 89 条が回避できるというのは、どういう理屈なんですか。

岩村企画官 これは、直接イニシャルコストを補助するというのは厳しいと。言ってみれば運営費のランニングコストという迂回路だと思っただけですけども、減価償却分であるとか、賃料補助であるとか、その辺りは何とか検討の余地があるのではないかとということです。

八田議長代理 もともと私は安念先生の主張に従って、憲法 89 条は、これに関係なく政教分離の規定だと思っているけれども、関係あるという立場を取ったら、これはよくて、これはだめだというのは、どういう根拠で決めるのかと思う。

岩村企画官 そこは余り深追いしないで。

安念委員 寝た子を起こさないという。

岩村企画官 その話になると神学論争になってしまうものですから。

福井委員 神学じゃなく、明確な解釈論です。憲法の書き方は、公の支配に属しない慈善・教育・博愛の事業に公金を支出してはならない、と書いてあるだけです。ランニングコストだろうが、イニシャルコストだろうが関係ないのです。どちらかが合憲なら、もう片方も合憲だし、どちらかが違憲なら、もう片方も違憲のはずで、これは神学どころか論理的に明白なことです。要するに、運営費がいいならなぜイニシャルコストが悪いのか、というのが筋です。そこが原点だから、戦略としてどう出すかということはあるにしても、頭の整理はクリアーにしておく必要があります。

岩村企画官 はい。了解しました。

八田議長代理 このまま認めてもらって、また後で議論すると。

福井委員 要するに、それを認めているんだからイニシャルを認めない理由はないということになると思います。それで止まりだという前提は取らない方がいい。

富山委員 その論拠で憲法訴訟やったら、負けてしまいそうな気がしますね。

福井委員 負けるでしょう。裁判になりにくいだけで。

八田議長代理 英文では第 1 項と第 2 項は一つのセンテンスなんですね。第 1 項で政経分離のことを言って、第 2 項で、日本語だと分かれているようだけれども、英文だと全く一つの文です。

福井委員 宗教的な扱いをしない前提が「公の支配」ですから、それさえなければ、幾ら出したって構わないことになるはずですよ。それ以外の解釈は困難だと思います。

草刈議長 ということで、お願いします。

その次に、米田先生から地域活性化、お願いします。

米田委員 29 ページをお開きください。地域活性化は、いろんな案件がございますが、今日お諮りしたいのは 2 つございます。

1 つは、補助対象財産の転用の弾力化についてと、もう一つは、本田委員から引き継いでおります木質バイオマスの件でございます。

最初の補助財産の方なんですけれども、今年の 4 月に補助金をもらって建てた施設を、10 年経っ

たら地方公共団体が持っているものについては報告だけで、転用が自由になるという画期的な弾力運用を勝ち取ったわけなんです、実はその後、本当にそれがきちんと運用されているかということで、ここのところヒアリングを各省庁に行っておりまして、現在 8 府省に行っております。

その結果、どうも地方公共団体が持っているものについては、おおむねガイドラインに沿った形で転用自由化が図られているんですが、地方公共団体以外のものが持つものについては、結構転用について各省ばらばらの運用規則が出ております。また、自分の省庁の関係に転用するのはOKだけれども、自分の省庁を超えるところに転用するのは、一つひとつ全部大臣許可が要するというふうな制約が残っております。

勿論、地公体と違いまして、議会というものを持っておりませんので、モラルハザードの点も心配でございますから、野放図にはいかないんですけれども、それが大臣許可が広々と前向きに弾力運用するように承認するのか、それともかたくなに我が省庁関係だけは認めるけれどもとなるのかということが非常にあいまいですので、今、各省庁をお呼びして、その辺で前向きにちゃんと弾力運用するという言質をヒアリングで取りながら、そういうところを今、一生懸命確認している次第です。

もう一つ、大問題は、この補助金適化法は、すばらしい画期的な緩和なのに、ほとんどの市町村に知られておりません。非常に難解なる表現を持ってして、各省庁から難解なる運用規則が出ておりまして、私どももそれをひも解くのに物すごい労力を使うという形で、きっと本当は別にそんなに転用してほしくないけれども、一応そういうことなので認めましたということなのですが、自ら積極的に皆さんに伝える努力をされていないので、今ここのところを周知徹底するところを相当頑張っていて、ヒアリングで確認している次第です。今度の答申にも相当書き込もうと思っております。

とにかく、これは実際にまず知られていない。どうやって知らせるか。各省庁知らせたくないという中で知らせていくことと、実際の運用になったときに、各省結構まちまちなことをやっている、本当にきちんと転用できるかどうか、すごいフォローが大事ですから、その辺を今、重点課題に取り組んでおります。

2 番目に、木質バイオ利活用は、ずっと環境の方でやられていたわけですが、森林資源、地域活性化とも縁が深いということで、今こちらでやっておりますが、現在、本当に森林の資源、木くずですとか、森林に残された間伐した材は、8 割方山中に捨てているのを持って来て、木材に加工したり、チップにしたりするのに運ぶときに、ただでやれば全部ごみ扱いで、廃棄物運搬の許可が要って、今度はそれを木質ペレットにしようと思っても、その施設そのものが廃棄物処理施設になるので、近隣の住民の合意から何から取らなければいけないという、いわゆる木の加工をするのに廃棄物処理が絡むということで、すごく困難を招いております、このままいったら森林バイオマスを使うということに大きなブレーキがかかっておりますので、それをやっているんですが、なかなか環境省は相も変わらず、ただのものはごみだというところを全然抜いていただけません、非常にかたくななんですけれども、ただ、環境省としては地球温暖化防止のために、森林整備をして、CO<sub>2</sub>は削減しなければいけないという大命題を片や持っておりますので、とにかく今は森林バイオマスを促進する環境整備に努めなければいけないというところで、一步文言を取って、その中で、

特に森林バイオマスをいろいろ促進していく法律自身は、環境省と農水省で持っておりますので、そこをしっかりとすることを1つ入れながら、何とか引き続き粘り強く、本来あるべきごみではなくリサイクルとして使うものは普通に運ばせてくださいということを、ドアをこじ開けようと思って今、一生懸命、本田委員引き継ぎ、米田頑張っている真っ最中でございます。

以上です。

草刈議長 御質問、御意見がありましたら、どうぞ。

その転用の話というのは、いつものとおり各省縦割りで全て統一されていないという感じかもしれないけれども、各省統一文章で、これでやれとあなたが言ったらいいんじゃないですか。そうはいかないんですか。こういうふうに書けとって、その案文を向こうに渡して、関係省庁を全部呼んできて、これでやれと言うことはできませんか。そういうやり方でやっているんですか。

米田委員 それどころではないんです。各省の各担当が、それぞれに出しているんです。

草刈議長 だから、そんなのやめると、全部一緒にこの文章でやれと。そんな難しいことをやっているわけじゃないでしょう。転用は、これとこれは転用してもいいと言っているだけの話でしょう。それを何でそんな複雑なことを文章化しなければいけないんですか。そこがよくわからない。

米田委員 1つあるのは、例えば10年以上経っても、都市公園法なら都市公園法によって規制されているものがあるので、全部が補助金適化法だけで抜けるわけではないものがあったりするので、だんだん複雑にはなるわけです。

草刈議長 では、こういうふうによれば簡単になるじゃないですかと指導してあげればいいんじゃないですか。そうもいかないんですかね。

米田委員 例えばもうちょっと総務省と一緒にやってくれればいいんですけれども、どうやって市町村にお知らせすればいいんだらうと、ときどき私、講演するので、市町村長会とかで、ある県のところでこの間やったんですが、みんなすごい喜んで、これはもう地方自治体の悲願だというのに、どうしてこれを自分たちが知らないんだらうということに驚かれて、そんなことを驚かれても私も困る。

草刈議長 それは、うちの会議で、こういうふうによっているんだと言ってしまえばいいんじゃないですか。それで文句を言われたら、そのときに考えればいいんじゃないですか。全然構わないですよ。こちらから、米田というはんこを押してみんなに配って。

米田委員 私も相当、そういう意味では結構、こんなすばらしいことが、こんなことで骨抜きにされるのはいけないので、では少し規制改革会議の名前で公開で文章をきっちり出させていただくことを検討したいと思います。

草刈議長 文句があったら言うてくるでしょう。

富山委員 だから、派手にいろいろ転用が起きてしまって、中にはとぼけた村長さんもいるかもしれないので、それで変な転用をされて、それがワイドショーか何かに扱われて、ではだれだと言われるのが嫌なんだろうね。

米田委員 それより、私が取った予算は私のものという感じが、まだひも付き補助金のひも。

富山委員 昔の予算ですね。

米田委員 それでも、やはり私が苦労して取ってつくったものは、どうも私たちの省のものという感じがあるようです。

草刈議長 ちょっと刺激を与えるために、こちらから文章を出してやってもいいですよ。それも考えてみてください。

米田委員 わかりました。とにかく頑張ります。

草刈議長 では、次に本田さんから環境、お願いします。

本田委員 環境分野がいま抱えている問題で、私どもがフォーカスしているのは、大きく3つでございます。

1つ目が廃棄物の処理の効率化を進める。廃棄物の総量自体は減少しているけれども、処理効率は下がっておりまして、ここは問題である。

2つ目は、リサイクル問題、先ほどの米田委員の話にもありました。

3つ目は、温暖化対策でございます。

廃棄物処理に関しましては、私どもが今年フォーカスを当てておりますのが、まずコストを把握することでございます。一般廃棄物会計基準というのが昨年環境省より導入されたのですが、何と有形固定資産の償却年数が決まっていないなど、企業会計からしてみれば考えられないような不整備なレベルでございまして、結果として当然さまざまな会計が出てまいりますので、地方公共団体によるベンチマーキング、ベストプラクティスの横展開といったような、日本企業であれば当たり前のことが全く行われていないので、ここを今、非常にフォーカスしております。これに関しては環境省さんもしぶしぶ御協力をいただいております。

一方、リサイクルに関しましては、先ほどの米田委員のポイントですけれども、私どももいろいろな方向から押しまして、全文削除というものをかなりやられてはいるのですが、今年はちょっと、さはさりながら、やはり省としてもリサイクルに関してはもう少し協力したいということをお願いいたしました。これまでどう考えても認められなかったものを、それは今の法律から読めばできるというふうに言われまして、周知徹底項目にはなっておりますが、使用済みの衣料及び線維の収集処理が専門業者でなくともできるようになっております。一部、量販店とか百貨店で取り組みたいとおっしゃるところがあり、何とかしてほしいという御要望をいただいていたのですが、こちらは合意いただきました。

あともう一つ、小型電子機器を始めとする店頭での引取り、下取りということに関しましても条件が緩和されまして、同種の商品であれば他社製品も含めて、タイミングを問わず下取りができるというところまで合意を得ております。これは環境省も協力してくださいました。

一方、温暖化に関しましては、太陽光発電の普及が日本は進んでいると2003年まで言われていましたが、2004年以降、ドイツに大きく抜かれまして、現在アメリカにも追い上げられているという状態です。太陽光発電の技術革新をサポートするとともに、代替エネルギー・新エネルギーを拡大しなければいけないということで、今年になってまた太陽光発電機器を購入すると、20万円程度の補助金を各家庭に出すという話が出てきておりますけれども、本当にこのような設備投資補助型がいいのか、それともドイツないしはイタリア等で取り組まれているように家庭が発電したもの

を電力会社がきちんと好条件で買い取るという制度がいいのか、もう一回見直しをしましょうという話をしましたところ、経産省さんから御快諾をいただいております。これは会議としても思いがけず取れた項目でございますので、今後もプッシュしていきたいと思っております。

一方、今、環境省さんと大きくもめておりますのが、実は産廃と一廃の混合物の取り扱いです。混合物を取り扱うには両方の免許を持っている業者でなければならないと言われていまして、今、具体的に問題になっているのは、工場から出るユニフォーム、合成繊維 100%のユニフォームだと廃プラスチックということで産廃の許可だけを持つ業者で良いのですけれども、ちょっとでも綿が入った途端に産廃と一廃の両方の免許を持っている人に出さないといけないと言われていまして、さすがにおかしいのではないかと。日本経済のコストを上げるようなことを推し進めなければいけないというのはおかしいということで、ここはまだ環境省と話し合いをしています。ここはちょっと頑張りたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

福井委員 何でなんですか。

本田委員 法律的にだめであると。ですけれども、企業さんもやはり今、コンプライアンス法令順守に非常に気をつけてらっしゃるので、取扱に関して白黒はっきりさせたいとおっしゃっているので、当然だと思います。

富山委員 その立法趣旨はどこにあるんですか。

本田委員 廃棄物処理です。

富山委員 いや、その趣旨です。

本田委員 趣旨は明確ではないんです。今の法律だと、こうしか読めないといわれていないので、そこを読み替えるべきではないですかと申し上げているところです。

川上委員 太陽光パネルは、たしか来年の4月からキロ7万円だったですかね。経産省から補助金が出る。東京都も来年の4月から20万円だったと思うんですが、補助が出るということです。どうもダブルで大丈夫ではないかということですから、かなり普及促進に、今まで途中で止まって、ここ数年ないんです。おっしゃられたように、完全に諸外国に抜かれてしまったという状況でしょうから、これはまた今から見直されると思います。

ただ、諸外国の例は、この前話を聞いたことがあるんですが、やはりトータルの総金額の半分ぐらい。例えば60万かかれば30万ぐらいの補助があるという国が結構、ドイツとか、イタリアであるとかはそういう状況のようです。

本田委員 今回の御発言に関してなんですけれども、今、ドイツは設置のときの補助というのはございません。イタリアにおいては、補助と固定価格買取制度いわゆるフィードインタリフの併用に変わる予定と聞いております。

私どもが申し上げたいのは、設備の設置に対してアップフロントで補助金を出すということが本当にいいのか、別のやり方、例えばちゃんと設備を稼働して、太陽光発電をしてもらって、それが新エネルギーとして使えるようになるということまでやるような方策を入れた方がいいのか、もしくはそのコンビネーションがいいのかというのをきちんと見直しをするべき時期にきている

のではないかというのを申し上げております。

ちなみに、OECDの下部機関であるIEAは、今までは設備補助みたいなものがないのではないかという話を昨年ぐらいまでは結構していたようですが、今年の報告書においては、ドイツで入れているような固定価格買取制度の方が優れていると明確に意見を変えております。そのような流れを受けて、現段階でこちらがいいというのを規制改革会議として申し上げるべきものではございませんけれども、少なくとも再検討はすべきであるというところで合意しているところでございます。

富山委員 そちらの方がいいという理由は、どういうところにあるんですか。要は、施設補助ではなくて、電力会社に買い取らせる方がいいという経済的根拠。

本田委員 固定価格買取制度は、基本的に設備の稼働がきちんと進む。あと、中長期的に代替エネルギーの1つとして大きなものであるので、この辺を育てるためにはフィードインタリフの方が経済的合理性から見てもいいのではないかというのがロジックです。

草刈議長 どうぞ。

八田議長代理 今のことは、例えば自分のところで使う電気の3分の2ぐらいを太陽光で発電したいというときは、売る余力はないわけです。その場合には電力会社による買取補助ならば、促進効果は全くありません。

売る分と自家消費とを全部合わせた発電に対して補助するというのであれば太陽発電促進効果があると思うんです。けれども、売るだけだと、むしろ社会的にはすごくコストがかかるんです。お天気や温度によって発電量は大きく変わるわけで、それを整形していない電気を電力会社が買うわけですからね。

その観点からすると、元来の目的が技術進歩の促進にあるならば、固定費に対する補助でもいいのではないかと思います。もし固定だけでだめならば、自家消費も含めた総発電量を何らかの形で使ったらどうかと思います。

本田委員 まさしくおっしゃっておられるとおりだと思います。多分ここで議論して、どちらがいいというのをただ決めるという趣旨ではないと思いますので、経済産業省さんの方で、別に新しい審議会を立ち上げて検討してくださる予定です。そこで御議論いただくとともに、今、八田先生がおっしゃったように、私どもの方としても、その議論が今のような道筋から外れないのかどうかというのは見させていただいて、必要であれば適切な意見を入れるという形にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

八田議長代理 何らかの補助をする必要は、技術進歩を促すためにあるというケースなんだろうね。

本田委員 1997～2008年の各国の太陽光パネルの市場の大きさですが、先ほど川上委員がおっしゃったように、日本は2003年までは一時1戸当たり約200万ずつという非常に高額な、最後の方はたしか10万程度だったと思いますけれども、補助してしまして、日本は非常に先進国だったのですが、やはりドイツがフィードインタリフを入れ、日本が補助をやめた途端、ドイツが一気に伸びた一方で、日本は伸び悩んだという状況です。



八田議長代理 でも、ドイツに負けても全然構わないと思います。技術開発に過剰な金を使っている国があったら、大いにその成果を利用させてもらえばいいだけの話で、外国でやっているからこちらもやる必要はないのではないですか。

本田委員 それはそうだと思いますが、技術の進展がある程度、世界の中のマーケットシェアに表れてくるとするならば、日本の技術の進展というのはドイツほど進んでいないと言われているので、それに関してはひとつ長期的に見て、日本の国民の経済負担という観点からも検討していくべきではないのかと思います。

川上委員 先ほど間違えました。ヨーロッパの補助負担は、太陽熱温水器等のシステムに関して、ドイツ、イタリア等が、先ほど 60 万と言ったのはそういう金額なんです。太陽光ですと 200 万という金額になりますので、太陽熱温水器のシステムに対してそういうシステムとして組んだら補助金が出るというのが、どうもヨーロッパでかなり主体的に出ているという話です。先ほどは間違えます。

本田委員 ありがとうございます。

草刈議長 それでは、長くなりますので、いろいろとまた皆さんの意見を聞きながら議論をしてください。

ちょっと時間を押してきましたので、中条さんが御欠席の運輸について、事務局からお願いします。

山本企画官 では、事務局から御報告させていただきます。

タクシーにおける諸問題の対応は、冒頭の緊急 4 テーマのところでも申し上げたとおりでございます。その下に載せてございます空港会社等への資本規制の導入についてという部分につきましては、現在、「空港インフラへの規制のあり方に関する研究会」というところで、資本規制の在り方について議論が行われております。

こちらも 12 月の下旬に最終答申が出てくる予定ですが、ここまでの議論の流れを見ておきますと、当初言われておりました外資規制というものは消えているんですが、代替性のない基本インフラについて、特定の者の支配を防止して適切なサービス提供を確保するという観点から、大口資本規制というものはどうやら実施されそうだとということが予想される状況にあります。

こちらもタクシー同様、来年以降、こうした観点を踏まえた法律改正等々の動きも出てくることが予想されます。会議の立場としましては、安全保障の確保や適切なサービス提供の確保という観点からすると、資本のところ規制するというのではなくて、行為規制で対応するべきであろうというところで、ここは対立点になりますので、先ほどのタクシーの件と同様、これもきちんとした形で、一度会議の考え方を大臣に御説明に上がりたいというのが、中条主査のお考えでございます。

これも併せまして、来週議長と打ち合わせさせていただくという段取りになってございます。

草刈議長 わかりました。何か御質問ありますか。いいですか。

では、次にいきます。福井先生、いつも多岐にわたって恐縮ですが、住宅・土地、労働、教育・研究、法務・資格、あと全部よろしく申し上げます。

福井委員 まず、41ページの住宅・土地ですけれども、この中でも特に大きいのが区分所有法、マンションの建て替えに関する問題です。これにつきましては、現在の区分所有法の下では、建て替え事業はほとんど膠着状態で、老朽化したマンションが一旦問題として顕在化したときに、建て替えがほぼ不可能に近いという実態がございます。

現在のマンションは、このままの法制度の下では、遠からぬ将来に、不良資産になりかねない。そこにもう住みようがないしスラム化しかねないという問題をはらんでいます。重要な問題ですが、法務省はこの区分所有法につきまして、そういう社会実態をあまり調査していない。また、建て替え要件などの合理化についてもあまり関心を持っておりませんので、これについてももう少しきちんと議論すべきだという趣旨です。国土交通省は同様の問題意識を持っておりますので、法改正も含め論議を深めようと図っているところです。ただ、かなり足取りが重いという問題がございます。

その他の問題はおおむね一定の成果があると思います。ワンルームマンション規制、例えば23区のうち少なからぬ区が、建築基準法には想定していないにもかかわらずワンルームマンションを禁じる条例をつくりつつあります。

また、京都を中心に、コンビニエンスストアの深夜営業規制というような条例化の動きもあります。営業の自由や財産権や憲法上の価値を侵害するような自治体の動きが見られるわけです。これらは地方分権といった議論ではなかなか合理化できるものではないと考えておまして、場合により、国が乗り出してこういった条例の動きを適切に是正する動きも必要かと思われまます。これも経済産業省や国土交通省等、関係官庁とも議論をしているところです。

42ページに、土壤汚染法制がございます。これは日本の土壤汚染基準、環境省の基準は世界に類例のない高度な基準になっているようでして、これが土地取引の場合の重要事項説明の中に関わってくることから、ほとんど弊害のないような場合についても、かなり無駄なコストをかけて、土地の売買価格に転嫁される形で除去をすることが広く行われております。これもリスクに見合ったコストということを、もう少し情報開示などの点からきちんと仕分けする必要があるということで、議論を進めているものでございます。

43ページ以降は、労働です。労働につきましては、特に の派遣法の改正について、閣議決定があったところですが、この閣議決定に際して、甘利大臣のご指示もあり、本当にこの派遣法による日雇い派遣、30日以下はすべて禁止なんですけれども、こういった強い規制を導入することで、かえって雇用が失われたりするといった弊害がないのかどうかということについて、きちんと厚労省の見解を出すようにということでしたので、これについてお聞きしたところ、調べてはいないけれども、心配はないと信じておられるという趣旨のお返事があったところです。

これについては、規制改革会議として、今案文の折衝中ですが、法律ができようとしていることを受けて、実際の民間の労働市場がどういうふうに変化することになるのか、あるいはしつつあるのかについて、きちんとデータを把握し、実態を調べ、それに基づいて弊害があるならあるで、きちんと国民に開示すべきである、そういう実証的な調査や分析の成果を継続して国民に還元すべきである、ということをお約束いただけるよう現在折衝中です。

上の は、現在の労働者保護法規全般について、もっと検証をしていただきたい。本当に労働者

のためになっているのかどうか。目的に労働者保護のためだと書いたから保護になるというのでは無邪気すぎると思われ、実態の検証が重要だと思われ。

解雇権濫用法理等も同じような観点から、判例法理が不明確だという批判がありますが、これを明確化する、あるいは現在の判例法理を維持すること自体が社会的にどういうコストを招くのか、なかんずく、実は労働者に対してためになっていないという実態等がどれくらいあるのかといったようなことについても、検証をしていただきたいということを強くお願いしているところです。

44 ページ以降は、ほぼ昨日の折衝で合意ができたところですが、最低賃金法の見直しという点です。最低賃金を引き上げることがかえって失業を増やすという懸念があるのではないかという観点から、最低賃金引き上げが、例えば失業率や雇用全般に与える影響について、調べるべきではないかという趣旨です。現在の最低賃金が、例えばどういう雇用阻害をもたらしているのかということについて、きちんと調べていただくという点については、先方も合意している状況です。

次が、46 ページ、教育・研究です。

これについては、草創議長が主査の時代から約束いただいていた、もう既に全国であまねく広がっていてしかるべき事項がほとんど広がっていないというアイテムがかなりございます。一応約束はするけれども、実効性が乏しいものが多くあります。例えば学校選択性ですとか、就学校指定変更ですが、大臣折衝もいただきたいじめへの対応、通学の利便性などは、当然に就学校指定変更ができるという法令上当然のことですら、現場の教育委員会の多くでは守られていないという実態が現時点でもあります。

したがって、多くの事項について、指導等をしていても実効性が上がらないのであれば、いっそのこと法令改正をして、きちんと担保していただきたいという趣旨です。

最近の新しいテーマとしては、47 ページの真ん中辺りにあります公立の中高一貫教育という論点があります。公立の進学校的な高校に中学校を併設して、小学校で塾に通い、高額所得家庭の子どもが多く受かるような中学が広まりつつあります。文科省も同じ問題意識ですが、もともと学力検査をやってはいかぬと法令に書いてあるにもかかわらず、實際上現場ではそれが無視されておりまして、言わば私学のクリームスキミングを図るような動きが広まっております。これについては、本来の趣旨に戻って、私学ではできないようなことに限って公立はやるべきだろうという議論をしているところです。

最後の競争的研究資金の審査・評価という問題ですけれども、これも文科省の科学研究費等を中心に、各省庁の科学技術予算と呼ばれるような多くの巨額の研究資金の交付があるわけですが、これらについて、見積段階の研究計画にかなり重きを置いて評価しているという動きが広く見られました。2年前ぐらいに各省庁とはほぼ合意できて、もっと事後評価を重視する、過去に業績を上げた方に将来の資金を配るという方向性については、各省庁とも合意してもらっているところですが、最近レビューしておりますと、必ずしも貫徹していない。考え方としてはともかく、実際の審査基準に反映されていないという実態が判明しています。

したがって、実際の審査・評価基準あるいは事後的なレビューの基準の中に、明確に事後重視ということを入れていただくように現在交渉中というものです。

続きまして、48 ページ、法務・資格です。

法務・資格については、土業では個人の営業がほとんど中心になっていますが、この法人化をもっと進めることで、例えば資金調達をやりやすくすることに取り組んではどうかという論点が多く、この資格についてかなりございます。この検討については、関連の土業、所管省庁とも前向きでありまして、おおむね了解が取れつつあるところですよ。

特に問題が大きいのが、49 ページの法曹人口絡みです。予備試験という制度があります。法曹人口を拡大する手段として、法科大学院ができたわけですが、法科大学院から本試験の司法試験を受けるルートと並列して、予備試験という、法科大学院修了者と同等の学力がある場合には、それを判定する予備試験を経て、司法試験に行くこともできるというルートがあります。こちらがきちんと開かれていることは、法科大学院がきちんとした教育を行うためにも、また法科大学院に年間数百万といった授業料を払えないような所得の方でも司法試験に通れるようにするためにも非常に重要なわけですが、予備試験について、法科大学院の最低ラインとボーダーラインを合わせるということは、同等基準から見て当然の基準なわけですが、これを否定する見解が法務省から示されております。

この議論については、八田議長代理と私が保岡前法務大臣の下を訪れまして、予備試験の最低ラインと法科大学院修了者の最低ラインが同等になるという意味であることについて、明確に確認をしております。それについて事務方に大臣から指示が行っているにもかかわらず、昨日現在、公文書でそれを否定する見解が法務省から出てきております。ゆゆしき事態でありまして、場合により、公開討論等で見解を質していきたいと考えております。

以上でございます。

草刈議長 どうもありがとうございました。

1点だけ。派遣の問題なんですけれども、ちょっと前に閣議決定しましたね。あのとき以来、更に労働市場というのは、ぐっと冷え込んできているんですよ。冷え込んできているというか、どんどん派遣の人を継続雇用できないというか、企業側がどんどん合理化というか、業績の問題もあってあれしているという状況の中で、一体この法律を、2年先だとはいえ、2年先になっても、余り労働市場はよくない。恐らく、格好いいことを言っているけれども、今年の春闘というのは、雇用問題だと思うんですよ。賃金がどうのというより、賃金より雇用の問題になると思います。その中でこれは何ほどの意味があるのか、あるいはあなたたちのやっていることは逆ではないかということとは、やはり継続的にやるべきだと思っているんです。

今日も経団連絡みの会合で、一体お前たちは何も言わないで何をやっているんだという話もしたりしたんですけども、その辺の状況が急激に変化しているということ踏まえて、必要なアクションを取っていくということで、またお願いしたいと思っております。

福井委員 おっしゃるとおりだと思います。特に派遣法の改正案で、サンクションが厳しくなったんですね。場合により、営業廃止命令ができるということが出てきました。今回の30日以内は全部日雇い派遣で禁止だとか、あるいはグループ企業派遣で8割とか1年以内ルールという非常に厳格なものが出ているのに加えて、サンクションの強化で、これまでもあった今回の改正事項以

外の事項についても、問題が増幅する可能性があると考えています。

特に問題なのが、派遣と請負の区分です。キヤノンなどが偽装請負と摘発された事例は、最近も電機メーカー、あるいは請負業者の団体などから、かなり密にヒアリングをしておりますが、どの企業も泣いているわけです。要するに、絶対に不可能なことを強られる、嫌がらせに近い指導にほかならないので、やめろというに等しい、などという声が多数寄せられています。

例えば接着剤1本1本について、何百円の接着剤を1日に何千本も使うというときに、1枚1枚伝票を書かないと偽装請負だといわれるそうです。それから、企業の受付台に来る女性の請負を頼んだときに、受付台を購入するか、有償の賃貸借契約がないと偽装請負と言う。塗装だけの請負をするというときに、物を支給して、物の上に塗装して返品するというのであれば、塗装代ということで、塗装の請負になるように民法上は当然位置づけることができるわけですが、実際にはこれを、部品を一旦購入して、また売り戻すという手続をしなければ偽装だと言われるのです。

常識的にも理解に苦しむ運用が非常に多く、守れっこないことについて、サンクションが強化されている。これで請負が減る分、直雇用や派遣に行けるかということ、そちらにも行けない。では、もう海外に拠点を移すしかない、などという動きになってきています。

そういう意味でも、大きな経済社会の全体構図の中で問題点が顕在化してきているように思われますので、よく実態を調べていきたいと思います。

草刈議長 よろしく申し上げます。

では、時間が大分経ってしまいましたが、安念先生、最後をお願いします。

安念委員 50ページでございます。官業は余り代わり映えいたしません。独法については、何度も申し上げておりますように、去年末に策定されました整理合理化計画で、ある意味で大きなキャップがかかっておりまして、それ以上のものを取ることは、現状では難しゅうございます。

ただし、前々から問題としておりました都市再生機構につきましては、問題意識のところではかまだ書けませんが、はっきりと民営化を目指すべきだということを書かせていただこうと思っておりますし、当面は組織形態について検討しなければならないことは、整理合理化計画でも決まっておりますから、その中で、当然のこととは思いますが、民営化を選択肢の1つとして検討すべきであることは、強く申し上げたいと思っております。

それから、雇用・能力開発機構につきましては、解体するという方向が一応決まっておりますので、解体してくださいと申し上げるつもりでございます。ここで言う解体というのは、看板を書き換えるという意味ではなくて、ここでの指導員の先生方は大変有能だと伺っておりますので、それであれば民間でも通用するはずですので、割増退職金を払ってでも民間に早くおいでいただくというのが、すべての人をハッピーにするはずであるという趣旨で書かせていただいております。

その他いろいろございますが、ひとつこれは愚痴になるんですが、今までの答申のフォローアップをしなければならない。フォローアップなんですから、常識的に考えますと、当初答申に書いたときよりは問題が小さくなっているはずでございます。ところがやってみますと、しばしば3件に1件ぐらいの割合では、当初よりももっと問題が大きくなっていることがございまして、本当を言うともうやりたくないんですが、やらないわけにもいかないので、本年もやっておりますが、何の

ために最初に答申を書いたのかよくわからないようなところもございます。こちらがだまされていたのかもしれませんが、向こうが怠けていたのかもしれませんが、まああることでございます。

それともう一件、官業ではなくて恐縮でございますが、45ページに戻っていただきまして、基本ルールのことでございます。前々から骨太で当会議の宿題とされておりました規制の新設の際の言わば事前審査について、これは私の準備が悪かったために、いろいろ関係の先生方に御迷惑をかけておりますが、そろそろ最終案を確定して、その上で議長から大臣に御説明に行っていただくという段取りにさせていただきたいと思っております。

それともう一つ。もともとは私ども、規制の定期的な見直しというのをやっております、その中で通知・通達等を見直しということをずっと言ってきたわけでございますが、この見直しがなかなかはかばかしく進んでおりませんので、これについても促進させるという方向で答申を書く所存でございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。これで大体一当たりやりましたけれども、有富さん、何かありますか。いいですか。

有富委員 大丈夫です。

草刈議長 それでは、とりあえず一当たり終わったということなんですが、何か忘れてしまったとか、追加で何かありましたら、どうぞ。

よろしければ、一応今日の議論のこのテーマについては終わりたいと思います。

これから、まさに胸突き八丁というタイミングだと思うのです。皆さん、本当にお忙しい中大変ですけれども、最後の段階になると思いますので、是非精力的にやっていただきたいと思います。その間で公開討論だとか、あるいは大臣折衝だとか、そういうことについても随分いろいろ出てくると思うので、その点は、私としてもできる限りサポートして、八田先生と手分けしてやるつもりですので、御遠慮なく言ってください。

ということで、この議論は終わりたいと思います。

先週の13日に規制改革推進本部で本部決定された「あじさい要望」に対する政府の対応方針で、米田先生にいろいろと御苦労いただいたこともあるので、最後にこの点について御説明いただけますでしょうか。

米田委員 いつも「あじさい要望」「もみじ要望」に御協力いただきまして、ありがとうございます。ちょっと御報告させていただきます。

資料4の本部決定につきましては、今、議長からお話がありましたように、13日に6件本部決定がなされました。

その次に、資料5がございまして、これが今、締め切ったばかりの今年の10月14日～11月13日までの1か月間に行われました「もみじ月間」の要望の状況の報告でございます。

このたびは、この1か月で特区と連携して要望を募集したわけですけれども、78の要望主体から374項目の提案があったところです。中身をここにも書いてございますけれども、時間がございませんので、ぱっと見ていただいて、いろいろ面白いものも上がっております、1件でも多く通し

たいと思いますので、どうぞ御協力よろしく申し上げます。

もう少しおめくりいただくと、このたびやや数が減っております。この前の「あじさい要望」は505件だったんですが、このたび374件に減っております。この内訳は、実はあじさいのときには経団連が200件ぐらい出してきているんですが、このたびのもみじは経団連が絞られまして、9件ということになりました。もともとどちらかというにあじさいでたくさん出して、もみじでフォローされる傾向はあったんですけども、去年も秋に経団連から54件はあったんですが、それが9件になりましたのが大幅な減少です。

それから、市場化テスト推進協議会が活動を停止しております。

また、毎年外国から結構いろんなオープン化の要望が来るんですが、今年は外国関係からの要望がなかったということが主な原因で、374件ということになっています。

現在受け付けております要望は、各省ごとに全部振りまして、検討要請を行っていきまして、今、12月5日をめどに第1回目の回答が戻ってくるような段取りで進んでおります。また今年も特区としっかり連携をとらせていただいております。特区の方の案件も特区で取り扱わなくて、こちらでよいものがあれば、特区と相談しながら、是非主査の先生方にいろいろ投げかけたいと思っておりますので、そちらの方も合わせて御協力よろしく申し上げます。

以上です。

草刈議長 どうもありがとうございました。数字を見ていると、随分徐々に減ってきているのが気になる場所ですけれども、問題は中身でしょうからね。

米田委員 やはりもう少し通す率を高めてほしいということだと思っておりますよ。経団連からは、年2回ではなくて、年1回にして、短期間で結論を出すというよりも、もう少し丁寧に要望を扱って、折衝をして、解決する率を高めてほしいという要望も別途来ておりまして、そういうこともあって、今年9件ということになったのではないかと思っております。

草刈議長 経団連の受付というのは、だれがやっているんですか。

岩村企画官 産業第一本部の行革グループです。

草刈議長 こちらの受け手はだれですか。

岩村企画官 こちらの受け手は、一元的には特区室がして、それがこちらに全国的な要望ということで下りてくることになっております。

草刈議長 経団連は、まだ1回にしたいと言っているわけですか。

岩村企画官 6月の段階でそういうことで、できれば1回に絞っていただいた方がよろしいのではないかと言っています。

草刈議長 そちら辺の議論も、1回考えなければいけないですね。これが2回である必要があるのか、それも検討課題として少しやってみましょう。

ということだそうでございますので、また本件は皆さんの御協力をお願いします。

最後になりますが、事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

吉田参事官 お手元の資料6でスケジュールの簡単な御説明をさせていただきたいと存じます。実質残すところ約1か月ということでございますが、次回の会議は、今、委員の先生方には、8

日月曜日、11日木曜日の日程でお押さえいただければということをお願いしているかと承知してございます。

全体のスケジュール感でございますが、今日の会議を経て、各省調整が正式に始まるということでございますが、先ほど安念先生からもお話がありましたように、積み残し案件もございますので、それを来週以降も含めて、精力的に御調整いただくということでございまして、そういったものが大まかに煮詰まってきた段階で、次回会議をとというのが議長の御意向ということでございます。

その間、自民党行革本部幹部との2回目の懇談を実施したいということをお願いしようかと思っているのと、9日に煮詰まってきた中で、今、松元統括官の方で経済財政諮問会議をこら辺でという御調整をいただいております。

例年、煮詰まってきた段階の中で、特定のテーマについて、場合によっては大臣折衝というものがあるということでございますが、そういったものを経て、12月中旬には、実質中身をファイナライズし、自民党、公明党の要望プロセスを経て、19日または22日当たりに会議として答申を決定いただきたい。それを踏まえて、年内最後の26日と思われませんが、閣議に最大限尊重するとの閣議決定をしていただくというスケジュールになろうかと思っております。いずれにしても、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。

ということで、今からいろいろ最終的な折衝をやっていただくわけですけれども、例えば保育のことで、今年の末までに少子化特別部会の結論を出すといっているものがありますね。それが出ないと、最終的な議論ができないよということもあるので、これは政治的にもがたがたして、初めのうちもどうやっていいかわからず、いつやれるのか、答申が出せるかどうかもわからなかったということもあります。今回案件によっては、延長線だよということをごできればはっきりして下さった方がいいと思うんです。ですから、それも含めてやっていただければと思います。無理してまとめつづまらないことになってしまうより、3月まであるわけですから、その辺も含めて、よろしく御努力のほどお願いしたいと思います。

八田先生、何かございますか。よろしいですか。

八田議長代理 はい。

草刈議長 それでは、今日はこんなところで終わりたいと思います。5分ばかり時間が過ぎまして申し訳ありません。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。